



コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針について（通知）

技術基準の種類: 技術管理
通知日: 平成3年6月27日

発管号外
平成3年6月27日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針について（通知）

平成2年10月19日付発管第156号で通知したこのことについて、一部表現が不適切なため、下記のとおり改正します。

記

コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針
(4) コンクリートの打込み
【改正前】

抑制対策	理由
重要構造物については、施工性を勘案し、適宜、水セメント比の上限値を指定することとする。 ただし、この場合特注品扱いとなる。	水セメント比の上限値を指定することにより、スランプは低く押さえられる。この結果として、密で耐久性のあるコンクリートとすることができる。

【改正後】

抑制対策	理由
重要構造物については、施工性を勘案し、適宜、水セメント比の上限値を指定することとする。 ただし、この場合特注品扱いとなる。	耐久性向上のため、水セメント比の上限値を指定することができる。 また、スランプを低く押さえる事も必要である。